

交差点名を基本とした案内ネットワークの考え方*

Route guidance system based on intersection name and route number *

後藤修平***・若林拓史**

By Syuhei GOTO ・ Hiroshi WAKABAYASHI

1. はじめに

道路案内標識の役割は、今走っている道路がどこであるのか、どこで曲がるべきなのか、どこで停止すべきなのかの情報を提供するものである。近年のカーナビの普及に伴い、道路案内標識は従来の意味とは異なった意義付けが求められている。それは、従来の路線主義、地名主義といった議論に加えて、曲がるべき交差点名の明示化および走るべき路線の明確化の必要性が高まっていることである。

また、平成元年より進められている、標識点検と案内標識の改善計画による整備については一定の進捗を示し、案内標識の整備率は徐々に向上してきている。整備が進んだ上で顕在化してきている問題点は、

- ①道路管理者間での方向性のずれ
- ②補助幹線等の路線の整備率の低さ
- ③目標地への誘導を行う場合の同定性の不備

等である。上記について、現状の案内標識による案内方法の問題点について、実際の案内状況の具体例を示した上で、交差点名を基本とした案内のネットワーク化について提案を行うものである。

また本件は、実際の標識設置を行う立場の者として、案内標識の設置、補修等を行ってきた経験により、計画段階での問題点について考察を行ったものである。

* キーワード: 交通情報, 道路案内標識, 交通安全, カーナビゲーション

** 正会員 名城大学都市情報学部 (〒509-0261 岐阜県可児市虹ヶ丘, Tel:0574-69-0131,Fax:0574-69-0155)

*** 非会員 (社)岐阜県道路交通安全施設業協会 (〒500-8382 岐阜市藪田東1-6-5 松村ビル4F,Tel:058-273-8566,Fax:058-275-3620)

2. 案内表示の具体例

(1) 適切な通過目標地がある場合

— 国道471号の状況 —

国道471号の岐阜県北部区間は、飛騨市神岡より高山市奥飛騨温泉郷に向かう路線である。その先は国道158号安房トンネル経由で長野県松本市に向かうことになる。この路線は飛騨市、高山市の外縁部を通過する路線であり、それらの市を案内することは不適當である。しかし、国道158号との交差点部に一般地の“平湯”があるため[松本・平湯]を案内しており、わかり易い案内となっている。



図. 1 国道471号岐阜県北部部の状況



図. 2 国道471号の案内内容

(2) 適切な通過目標地がない場合
 ー国道363号の状況ー

国道363号の岐阜県内の区間は、愛知県瀬戸市より土岐市、瑞浪市、恵那市の外縁部を通過し中津川に向かう路線である。さらに、終点の中津川市についても、大型通行止めの峠部を通過しなければならないため、愛知県から恵那市方向に向かう交通に対して適当な案内目標地はない。このような路線の場合は、“正解”がない為どんな表示も問題が生じる。現状は、中津川・明智(明智は恵那市の大字)を表示しているが、中津川は誘導できないため、途中の県道経由の案内を行っている。

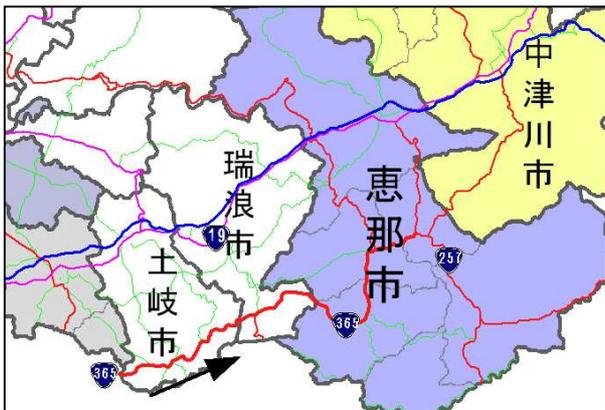


図. 3 国道363号岐阜県南部の状況



図. 4 国道363号の表示内容

(3) 岐阜市の市街地案内

岐阜市は、初期のバイパス整備が済んでおり、直轄国道21号は市の中心部を通過しないで走行できるようになっている。しかし、市内に適切な目標地がないため、バイパス部より市の中心部方向への路線の大半が[岐阜市街]の案内となっている。このため、岐阜市内を目的地とする外来ドライバーにとって、どこから市の中心部に向かえばよいのかが、明

確でない。(図. 5) これは中堅クラスの都市にとって共通の問題点と推測される。

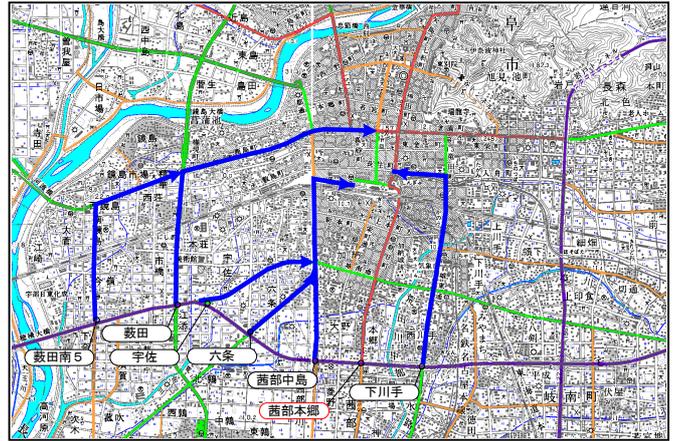


図. 5 国道21号の岐阜市内方向が案内されているルート

(4) 地元の意向

国道19号の長野県境の岐阜県側では、その先の重要地“塩尻”と主要地“南木曾”を案内している。今回の合併以前のことであるが、先の坂下町より要望があり特例的に、図. 6に示す案内を追加している。

表示地名数の問題で、主要幹線上では遠くの有名な地名を案内することになっている。ところが、地元自治体としては、何らかの案内が必要と考えるために、変則的な案内が行われることがある。



図. 6 岐阜県の長野県境付近の標識

(5) その他の問題点

案内標識の経路案内を行う、105、108系の案内標識が“方面と方向”と呼ばれていることに象徴される問題点である。道路管理者は案内標識が必

ずしも“誘導”を行うものとは考えていないこと、つまり、路線の方向を示すことが目的であり、表示した目標地への最適ルートを示す必要はないと捉えているケースがままあることである。

対して、その道に不案内なドライバーの場合、案内標識で示される目的地は、その路線を経由すれば目標地に到達できる、つまり、適切に誘導されていることを期待している。この道路管理者と道路利用者との標識についての捉え方の違いも問題である。

3. 交差点名を基本とした案内システムの提案

標識設置基準には、適当な目標地がない場合、先の道路名称や道路番号を案内することが指示されている。また、表示の具体例の図中では、交差点名にて誘導を行う例も表示されている。しかし、道路名称や道路番号の案内をされている場合はその路線のどの交差点に向かうのか不明である。また、対象路線と平行な路線の場合の表示は不適當となる。さらに、交差点名の表示については、具体例が表示されているのみで、実際の案内標識に表示されている例は少ないと思われる。

また、政令指定都市など大きな都市の場合、地名や町名を目標地とすることになっているが、その場所に到達したことを示すルールはない。これは昨年国土交通省道路局で行われた”わかりやすい道路案内標識に関する検討会”においても[同定性の向上]の表現で提言されている。

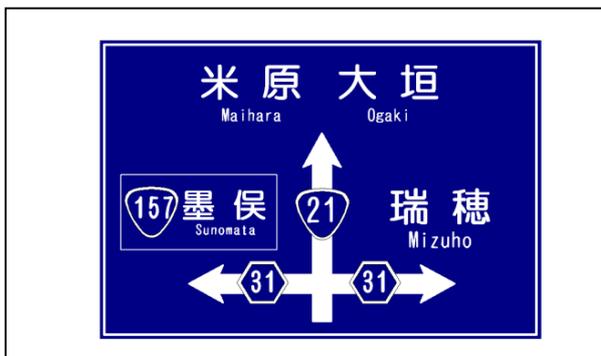


図. 7 イメージ図

この時、交差点名に交差側路線番号を併記する

目標地とされる地名の場所に関する一般的なイメージは、その地名を冠した駅の周辺地域と捉えられ、

実際の住所とは異なっているケースが多く、そのことが更に同定性の維持についてマイナスの要因になっていると推測される。以上を考慮した上で、今後の目標地の基本システムとして交差点名を基本としたシステムを提案する。これは、案内標識内に図. 7のような表示を行っていくものである。

また、現状の案内標識のシステムについては、ある程度確立しており、そのシステムにて問題のない路線については、図. 8の例に示す補助的な表示を付加するのみで対応することも可能と考える。



図. 8 補助標識設置イメージ図

本件の提案について実現すべき条件は以下のとおりである、

(1) 案内対象交差点の確定

- 管内の主要幹線、幹線等の交差点に対して重要交差点、主要交差点の2種類程度の分類で、案内が必要な交差点を選定する。
- 主要幹線同士、及びそれに準ずる交差点を重要交差点とする(県内30~50ヶ所程度)
- 上記以外の主要幹線、幹線道路上の交差点より案内目標に用いる交差点を主要交差点とする



図. 9 交差点選定イメージ図

(2) 対象交差点の名称に関する規則

- 重要、主要交差点は、その場所を特定しやすく覚えやすい名称とするため 大字+2文字 又は大字+小字の略称 を用いて4文字程度の名称とする。
- 妥当な名称がすでに他の主要以外の交差点で用いられている場合は、重要、主要交差点を優先し他の交差点の名称を変えることも必要である
- 重要、主要交差点にすでに他の名称がついている場合も、その場所を特定する為に必要な変更であればこれを変えることとする。
(旧名称に関する補助標識を設置する、地図メーカーに情報提示等必要な処理は行う)

- 重要交差点については交差点自体の予告標識を、適時設置する。交差点形状が複雑である場合など(右折多車線等)についてはこの標識にて早めに、道路利用者に通知することも有効。

(図. 1 2)



図. 1 2 交差点名予告表示方法のイメージ

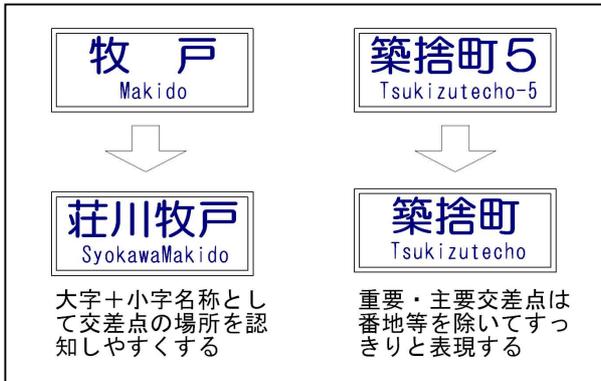


図. 1 0 交差点名称名付け規則に関して

(3) 表記方法

- 経路案内に用いる場合は、交差点名称であることを明示するため、外枠を表示し交差路線番号を併記する。(図. 7)
- 重要、主要交差点については、通常的信号機添架の板のほかに、視認性の高い表示板を設置し誘導地到着の確認が出来るようにする。
(図. 1 1)

4. おわりに

道路案内標識における問題点のひとつに、道路管理者間の情報共有不足による目標地の不整合がある。

岐阜県では一昨年前より、国道代表事務所の岐阜国道事務所と岐阜県庁の道路維持課を主体とした案内標識に関する検討協議会が定期的で開催されている。それ以前より全国的に”標識適正化委員会”が組織されているが、定期的を開催し、道路管理者間の意思統一機関としての役割を担っていたわけではなかった。岐阜県の協議会においては、国道事務所や県の建設事務所、市の建設課との連携を十分に考慮し、県内の統一した方針づくりを目指して進められている、これは道路利用者にとっても非常に有益なことであるので、今後とも継続することが望まれます。



図. 1 1 交差点名表示イメージ図

参考文献

- 1) 社団法人日本道路協会：道路標識設置基準・同解説、昭和62年1月
- 2) わかりやすい道路案内標識に関する検討会 URL[<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kentoukai/index2.html>]